

さいたま市立病院寄附金等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市立病院（以下「病院」という。）への金銭及び物品の寄附（以下「寄附金等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(寄附金等の申出)

第2条 寄附金等の申出については、原則として「寄附金等申出書」（様式1）の提出を受けるものとする。

(受け入れの可否)

第3条 前条の寄附金等申出書の提出があった寄附金等については、寄附の目的等を踏まえ、受け入れの可否を判断する。ただし、寄附金等のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、受け入れることができない。

- (1) 法的に禁止されている寄附金等(公職選挙法第199条の2(公職の候補者等の寄附の禁止)、同条の3(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)、同条の4(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)及び地方財政法第4条の5(割当的寄附金等の禁止))
- (2) 寄附者に対し、便宜を図ることが条件として付されている寄附金等
- (3) 寄附者が使途を制限、全部または一部の取り消し、使途の検査をすることを条件として付されている寄附金等
- (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にあるものからの寄附金等
- (5) その他病院の運営に関し、特に支障があると認めるもの

(寄附金等の使途)

第4条 寄附金等の使途については、適切に使用しなければならない。なお、金銭で受領したものについては、病院で使用する機器等の購入費用に充てるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、寄附に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月 1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

さいたま市長 宛て

申出者 住 所 〒 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

寄 附 金 等 申 出 書

さいたま市立病院に対し、下記のとおり寄附をしたいので申し出ます。

記

- 1 寄附金等の名称、数量及び価格（金銭にあつては金額）

- 2 さいたま市立病院寄附金等取扱要綱第3条（受け入れの可否）の受け入れ制限に該当しない寄附金等であることを確認しました。

はい ・ いいえ

- 3 氏名等の公表の可否

該当するものにチェックしてください。可の項目については、ホームページに掲載させていただく場合がございます。

氏名、寄附金品の公表に同意する。

氏名のみの公表に同意する。

寄附金品のみの公表に同意する。

公表に同意しない。